

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立二十一世紀の森)

鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立二十一世紀の森の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

とっつりの森を守り木を活かす会（共同企業体）

代表者 鳥取県木材協同組合連合会

代表理事 前田 八壽彦

（鳥取市叶122番地西垣ビル3号室）

構成員 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団

代表理事 嶋沢 和幸

（鳥取市湖山町西二丁目413番地）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

56,755千円（債務負担行為額 56,755千円）

[参考] 単年度指定管理料の額 11,351千円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 選定理由

鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、これまでの当該団体による管理運営の実績として利用者数が増加しており高く評価できること、木育、木工づくり、林業技術の向上・労災抑止など各施設の目的に沿った事業の実施により、十二分に施設の効用発揮が期待できることから、上記の団体が指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月7日（金）から8月21日（月）まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
とっつりの森を守り木を活かす会	鳥取市叶122番地 西垣ビル3号室	鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 前田 八壽彦

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
岸田 悟 (委員長)	鳥取県農業信用基金協会 会長理事
古川 嘉彦 (副委員長)	税理士
芳賀 ひとみ	元鳥取県立智頭農林高等学校地域コーディネーター
藤本 かおり	工房このか 代表
池内 富久	鳥取県農林水産部 森林・林業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月19日（月）

指定管理者制度及び鳥取県立二十一世紀の森の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年8月28日（月）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること（指定手続条例第5号第1号）。	○管理の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等）	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること（指定手続条例第5条第2号）。	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 （森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業研修に関する事業、サービス向上策・利用促進策等） ○管理の基準 （開館時間、休館日、個人情報保護、情報の公開等） ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	40点
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること（指定手続条例第5号第2号）。	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額の多寡	20点
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続条例第5号第3号）。	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 （障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業認定等） ○当該施設の管理運営状況の実績評価	40点

(4) 審査結果及び意見

選定基準	配点	とっつりの森を 守り木を活かす会	委員からの主な意見等
1	適／不適	適	○管理運営の基本的な考え方は、施設の平等な利用を確保するのに十分である。
2	40	27.8	○利用者数の増加や満足度向上に向けたさらなる工夫が認められる。 ○鳥取木材工芸振興会や各学校、障がい者団体とも一層の連携強化を図ることとしており、評価する。 ○アンバサダーとして保育士を配置する提案を評価する。木育に教育要素がプラスされることを期待する。 ○乳幼児だけでなく、小中学生になってからも継続して来てもらえる何かがあると良い。若者の目線も加わったら、さらにワクワクする施設になると思う。 ○林業技術訓練センター（グートホルツ）の利用拡大の具体案が見られないため、活用を図られたい。 ○施設内のイスやテーブルの角を丸くする等の配慮があれば良い。
3	20	10.0	○維持管理費の削減等自助努力がなされていることは評価できるが、支出計画の見通しの甘さが気になる。 ○充実した施設であり、少額でも入館料又はイベント収入があっても良いのではないか。または、無料で利用できるのは県の支援があるためというアピールをする と良い。
4	40	23.4	○構成する2団体ともに、財政基盤・経営基盤は安定している。 ○県が示す基準以上の人員配置が提案されており、十分に専門的な人材が投入されている。
合計	100	61.2	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・木の玩具での遊びや木工づくりの楽しさを通して、木を身近に感じてもらい、森林への理解が進んでいくことを期待する。
- ・利用者のニーズに応えながら、さらなる利用者の増加に努める。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 施設活用の取組方針

- ・森林学習展示館（トッキーノ館）は、県の子育て施策と連携し、子育て応援施設の役割を果たす。
- ・林業技術工芸実習館（とっとりピノキオ館）は、公民館活動、老人クラブ、子ども会等へ木工づくりをPRする。
- ・林業技術訓練センター（グートホルツ）は、チェーンソー経験年数ごとの技術レベルアップや安全な伐倒技術の普及を行う。

イ 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業技術の研修に関する業務の取組内容

- ・パネル展示による森林・林業の仕事や木材の活用の理解促進、木の玩具の整備や木との触れ合いによる木育を進める。
- ・森林教室（年2回）、木工教室（年2回）、林業研修（年4回）を実施する。
- ・県産材の製品展示を実施する。

ウ サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

- ・中山間地の利用が少ないため、保育園等にPRする。
- ・平日の来園者へクッキーをプレゼントし、平日の利用増加を図る。

(3) 施設管理

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・木製玩具の日々の点検と消毒を実施する。
- ・週間の清掃作業を決めた上で、日々の清掃作業を実施する。
- ・週末に20cmの積雪があれば、開館前に除雪を完了させる。県道の除雪受託実績がある業者等を委託先に選定する。

イ 外部委託の考え方

- ・鳥取県に本社があり、外部委託する業務に精通している業者へ発注する。
- ・購入する品目によっては、福祉作業所へ発注する。

(4) 開館時間及び休館日

- ・開館時間は午前9時から午後4時30分までとする。
- ・休館日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを基本とする。また、毎週火曜日を休館日とし、館内の清掃作業、維持工事を行うが、団体利用等の連絡があれば開館するなど、柔軟に対応する。

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・事故、事件が発生した場合、当日職員が初期対応を行い、管理者及び県に速やかに連絡する。
- ・利用者の苦情等については、管理者が処理にあたる。

(6) 個人情報保護等への対応

- ・個人情報は一定期間保管後、シュレッダーで処理する。
- ・個人情報以外の情報については、県と協議の上、原則公開する。

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページ、アンケート用紙で要望を聞き取り、その結果・対応をホームページと施設内掲示板で公開する。

(8) 組織及び職員の配置等

- ・林業に関する実務経験者を管理者とする。
- ・林業に係る大学の修了者を林業技術・安全業務等担当（技術センター長）として配置する。
- ・管理者1名、館長1名、技術センター長1名、庶務スタッフ（経理の資格保有者）1名、常駐スタッフ3名（非常勤）の配置が可能である。
- ・常時1名以上の職員を配置する。

(9) その他の計画等

- ・指定管理者に決定した場合は直ちに県及び関係者との調整等の準備に着手する。